

総務政策常任委員会資料

令和2年10月26日

総務部

目 次

報告事項

- 1 令和3年度当初予算編成方針について 1
 令和3年度当初予算編成方針の概要

(別添資料)

- 別冊 令和3年度当初予算編成方針

令和3年度当初予算編成方針の概要

令和2年10月

財 政 課

1 予算編成の基本的な考え方

令和3年度の当初予算の編成に当たっては、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、新型コロナウイルス感染症対策や人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に適確に対応するとともに、〈ポスト・コロナ〉の地域社会を見据え、本県の持続可能な成長につなげる取組について積極的な展開を図る。

(1) 令和3年度予算編成の基本的な視点

① 県民の命とくらしを守る

- ・新型コロナウイルス感染症対策に万全を期する。
- ・近年の自然災害を踏まえ、防災・減災対策及び県土の強靱化並びにインフラ整備を推進する。
- ・誰もが安心して暮らすことができるよう、社会保障の充実を図る。

② 人口減少対策に徹底して取り組む

- ・「新たな人の流れ」を踏まえた地方移住を促進する。
- ・みやざきの未来を担う人財づくりを強化する。
- ・中山間地域のくらし・なりわいを支える。

③ 〈ポスト・コロナ〉の地域社会をけん引する

- ・本県の「ゆたかさ」を生かし、人と自然が共生する社会モデルの構築を目指す。
- ・地域における社会変革（デジタル化・オンライン化、新しい働き方）を促す。

(2) 重点施策の推進

別紙「令和3年度における重点施策」に掲げる取組について、予算編成において必要な措置を講じる。

(3) 予算計上に当たっての留意事項

健全な財政運営を維持するため、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に伴う経費など多額の財政負担が見込まれる事業は、将来にわたる負担の平準化を図るべく、市町村や関係団体等との適切な連携・役割分担を考慮の上、総額の抑制を図り、計画的な予算計上を行う。

2 全般的事項

(1) 予算要求限度額

令和2年度当初予算額（追加措置分を除く。）の範囲内とする。

ただし、次の事業については、それぞれ定める額とする。

① 県単独公共事業費（維持管理経費分）	所要額
② 直轄事業負担金（高速道路分）	内示見込額
③ 新規・改善事業	事務事業見直しの実績等を踏まえ 配分する要求枠の範囲内

《令和3年度当初予算要求に際しての留意事項》

下記事業については、国の予算編成の動向等の把握に努め、財源の確保等に十分留意した上で、別途、要求を認め、今後の国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において適切に対応する。

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る事業
- ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後に係る公共事業

(2) 事業構築に当たっての留意事項

- 新規・改善事業の構築に当たっては、県の果たすべき役割を踏まえ、必要性、緊急性、有効性等を勘案し、真に必要と認められる事業を構築し、事業の確実な実施のため、実施方法や条件、積算内訳等について、十分な調整及び確認を行う。
- 複数部局が関係する事業は、事業の重複を避け、より効果的・効率的な事業となるように関係部局間で調整を行う。

〈今後のスケジュール（予定）〉

- ・ 予算編成方針発表 10月23日
- ・ 知事査定 令和3年1月中旬
- ・ 予算案発表 令和3年2月上旬

令和3年度における重点施策

新型コロナウイルスの感染拡大により、県民生活や地域経済は大きな影響を受けており、コロナ危機からの再生・復興は、本県の最重要課題の一つとなっていることから、今年5月に新型コロナウイルス感染症経済対応方針を策定し、地域経済の再始動と段階的拡大に取り組んでいるところである。

また、感染拡大を契機とした都市部の感染リスクの顕在化やテレワークの普及などによって、今後さらに地方回帰やデジタル化の動きが加速するとともに、地方回帰の受け皿として社会インフラの整備・保全の必要性はさらに増すものと考えられる。

このような状況を踏まえ、令和3年度においては、次の4つの柱に掲げる施策に重点を置き、**コロナ危機を克服し、みやぎの成長につなげる取組**を進めていく。

1 コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり

(1) 経済活動の基盤となる感染拡大防止のさらなる徹底

- ・ 県民の命とくらしを守る医療・検査体制の充実と感染拡大防止の徹底
- ・ 観光関連産業・飲食業など様々な経済活動の新しい生活様式への適応

(2) 地方回帰の動きを捉えた「新たな人の流れ」の取り込み

- ・ 本県ならではの暮らし方の情報発信や移住者受入環境の整備促進
- ・ テレワークやサプライチェーン見直し等に対応した企業誘致の促進

(3) デジタル化をはじめとするポストコロナに対応した取組の推進

- ・ 行政や県内企業のデジタル化・オンライン化への対応強化
- ・ 消費行動の変容に対応した商品やサービスの開発支援

2 将来を支える人財づくり

(1) 本県の未来を担う人財の育成

- ・ キャリア教育の充実や大学等との連携による県内就職の促進と産業人財の育成
- ・ 教育現場におけるICTを活用した学習活動や遠隔教育等への対応強化

(2) 子育てしやすく働きやすい社会づくり

- ・ 切れ目のない結婚・子育て支援やライフデザイン教育の推進
- ・ 働き方改革や健康経営の推進などワーク・ライフ・バランスの促進

3 地域経済をけん引する産業づくり

(1) 経済復興とさらなる発展に向けた企業の育成

- ・ 成長分野の競争力強化、成長期待企業など地域中核企業の育成支援
- ・ 事業承継や起業支援、省力化・生産性向上に向けた支援

(2) 雇用の受け皿となる中小企業・小規模事業者や農林水産業等の支援

- ・ 人手不足に対応した新技術の導入や販路拡大等への取組支援、多様な担い手の確保
- ・ 地域を支える中小企業・小規模事業者の事業継続支援

4 魅力あふれる「選ばれる」地域づくり

(1) 観光・スポーツ・文化などを生かした地域の魅力向上

- ・ 国文祭・芸文祭を契機とした文化資源の磨き上げや国スポ・障スポ大会の準備促進
- ・ 観光みやぎの再生加速化とスポーツランドみやぎの更なる進化

(2) 公共交通や物流網の維持、インフラ整備の推進

- ・ 県民生活を支える地域交通網や物流網の維持・充実
- ・ 命を守り、経済活動を支えるインフラ整備等の国土強靱化の推進

新田原基地における日米共同訓練について

危機管理課

1 訓練概要

- (1) 期 間 訓練期間
令和2年10月26日（月）～11月5日（木）
戦闘機在基期間
令和2年10月23日（金）～11月6日（金）（予定）
米軍滞在期間
令和2年10月19日（月）～訓練終了後、数日の間に逐次、
撤収予定
- (2) 参加部隊 米軍：第18航空団（嘉手納） 航空自衛隊：第5航空団（新田原）
- (3) 演練項目 戦闘機戦闘訓練等
- (4) 使用訓練空域 四国沖空域
- (5) 参加規模 タイプⅡ
米軍：F15×12機程度、人員200名程度
航空自衛隊：F15×15機程度
- (6) そ の 他 新型コロナウイルス感染症感染防止対策として以下の取り組みを実施
・米軍訓練参加者は日本に居住しており、全員がPCR検査を受診の上、陰性が確認された者のみ参加
・米側は感染防止対策として、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、消毒の徹底など必要な措置を実施

2 これまでの主な動き（10月16日以降）

- 10月16日 ・九州防衛局長から知事に対し、10月12日に県及び宮崎市で行った基地内宿泊等の要請について回答
・防衛省が訓練内容等について正式発表
- 10月18日 ・新田原基地内の宿泊施設視察（知事）
・先遣隊にかかる九州防衛局長への抗議及び記者会見（知事）
- 10月19日 ・中山防衛副大臣に基地内宿泊等を要請（県、新田原基地周辺協議会）
・九州防衛局長に基地内宿泊等を要請（新田原基地周辺協議会、副知事同行）
- 10月22日 ・九州防衛局長から県及び新田原基地周辺協議会で行ってきた基地内宿泊等の要請に対する説明（知事、新田原基地周辺協議会の5市町長）

3 九州防衛局説明の概要（10月22日の説明）

- 県及び新田原基地周辺協議会が要望した基地内宿泊について米軍に要請を行ったが、米軍人に対して新型コロナウイルス感染症対策について厳しい措置を行っていること等を理由に実現することができなかった。
- 今後の訓練については、新型コロナウイルス感染症の状況にもよるが、基地の中で宿泊すべく調整していく。
- 県民の不安解消のため、安全対策及び新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいく。

（主な取組）

- ・ 宮崎市内に連絡所を設置の上、職員を24時間体制で配置し、ホテル周辺や市街地を重点的に徒歩で巡回。ホテルから新田原基地までの通勤ルートを車両で巡回
- ・ 米軍に対し、厳正な服務規律の徹底、不要不急の外出を控えるよう要請
デリバリーサービス等により、ホテルの自室で食事をとるよう米側に周知
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、地元保健当局とも緊密な情報共有体制を構築
- ・ 到着後にPCR検査を行うことについて、防衛省本省及び現地レベルで米側に要請

4 今後の方針等

- 米軍人の基地内宿泊を引き続き求める。
- 現実には、既に米軍人が基地の外に宿泊していることから、国の責任で万全の安全対策等を講じるよう求める。
- 九州防衛局と関係市町で締結している協定書に記載されている安全対策等を担保していくための具体的措置や情報提供のあり方について、九州防衛局と関係市町、県で協議を行い、それを確認するものとして文書を取り交わしていく。

5 県の体制

- 米軍人の事件・事故等が発生した場合に九州防衛局などの関係機関と連携して迅速な情報収集、対応等を行うため、10月23日から24時間体制で情報連絡体制をとっている。